

公共鹿第1049号
平成23年3月24日

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

平成23年4月1日以降の出産費等の取扱いについて(通知)

このことについて、平成23年3月31日までとされていた出産費・家族出産費の4万円の加算措置及び出産費等の医療機関等への直接支払制度は、平成23年4月1日以降も引き続き実施されることになりました。

また、一定の条件を満たす小規模施設等の医療機関等では、新たに出産費等の受取代理制度を実施することになりました。

つきましては、平成23年4月1日からの出産費等については下記のとおりとなりますので、組合員への周知をお願いします。

記

1 出産費・家族出産費の支給額

支給額は引き続き42万円です(産科医療補償制度の対象とならない出産(死産を含む。)の場合は39万円)。

2 出産費等の請求手続

新たに「受取代理制度」が実施されることに伴い、出産費等の請求は、「直接支払制度」、「受取代理制度」、「直接支払制度又は受取代理制度を利用しない場合」の3通りから、いずれか一つを選択することになります。

(1) 出産費等の医療機関等への直接支払制度を利用する場合

手続きは現行どおりです。

(2) 出産費等の受取代理制度を利用する場合

組合員又は被扶養者で出産予定日まで2か月以内であるときに、組合員と医療機関等との間で出産費等の受取に係る代理契約を締結して事前に共済組合へ申請することにより、出産費等を上限として、医療機関等が組合員に代わって出産費等の受取を行います。

なお、出産費用が受取代理委任額(出産費・家族出産費附加金を含む。)の上限額に達しなかった場合の差額については、共済組合から組合員へ給付します。

具体的な手続等については、後日お知らせします。それまでの間に受取代理制度を利用する事例が生じた場合は、当支部へ御連絡ください。

(3) 直接支払制度又は受取代理制度を利用しない場合

手続きは現行どおりです。

3 その他

詳細については、当支部ホームページに掲載してありますので参照ください。

問い合わせ先

公立学校共済組合鹿児島支部
(鹿児島県教育庁総務福利課内)
年金給付係 担当 上堀内・若松
: 099-286-5220(直通)